

住民と議会をつなぐ

議会だより

2021年
第52号



ウーグの浜清掃作業

11月23日にウーグの浜清掃作業が行われました。
女性連合会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会の共催で事業所、住民ら約50名の参加により、約7トンのごみが回収されました。「力を合わせて栗国島をクリーンに」と老人クラブ連合会 新里弘会長、女性連合会 吳屋貴美江会長が呼びかけ、「多くの皆さんの参加できれいになりました。今後も皆さんと一緒に美化活動を行っていきたい」と話されていました。

目次

- 予算決算（歳入・歳出） 2～3
- 議決結果賛否一覧表 4
- 一般質問(9月) 5～17

令和3年

発行：栗国村議会
編集：議会広報調査特別委員会
〒901-3792
沖縄県島尻郡栗国村字東367番地
電話(098) 988-2222
FAX(098) 988-2281

令和3年度予算
第7回
9月定例会

令和2年度
決算を認定

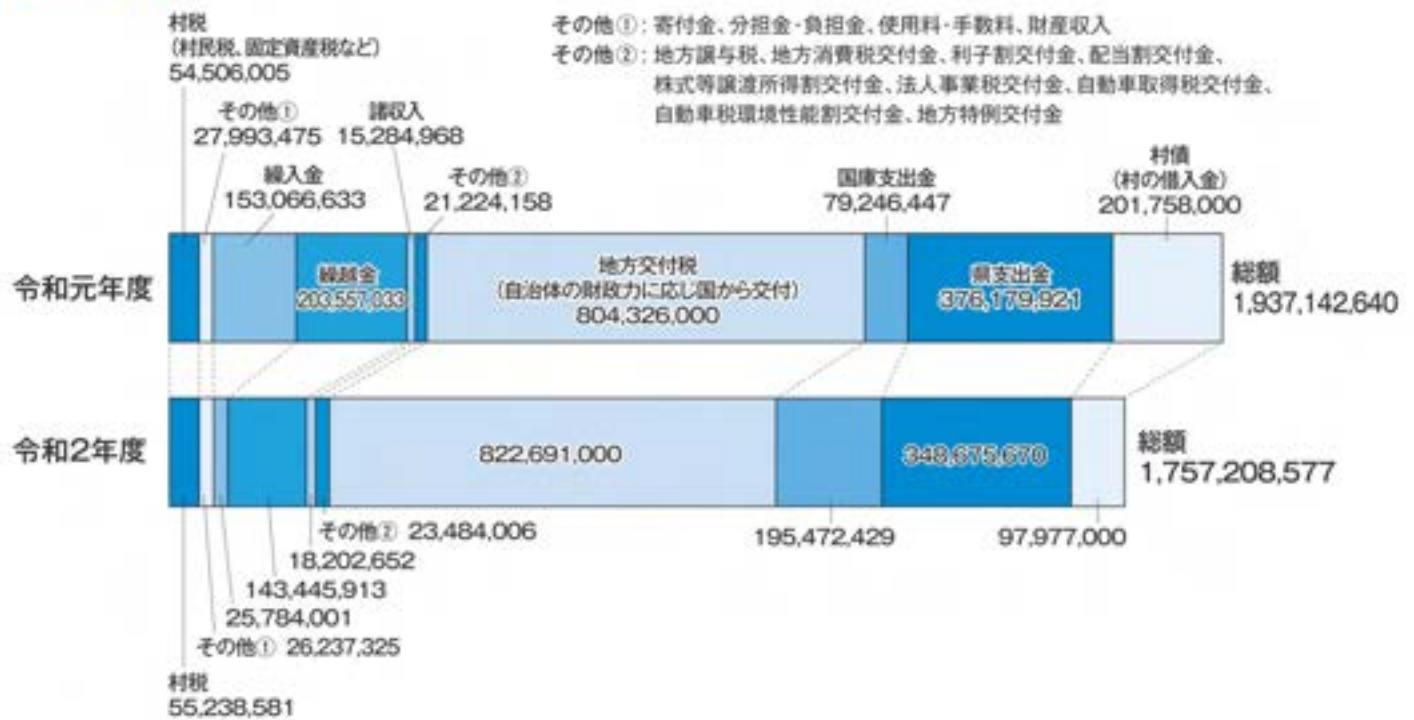
一般会計
歳入 17億5,720万8千円
歳出 16億8,081万4千円

令和3年第7回定例会では、9月21日から24日までの4日間(23日祝日は休会)の会期で開催されました。この中で、各会計の決算認定、補正予算、条例の一部改正

など22件について審議し、すべて可決されました。審議結果は4ページに掲載しています。

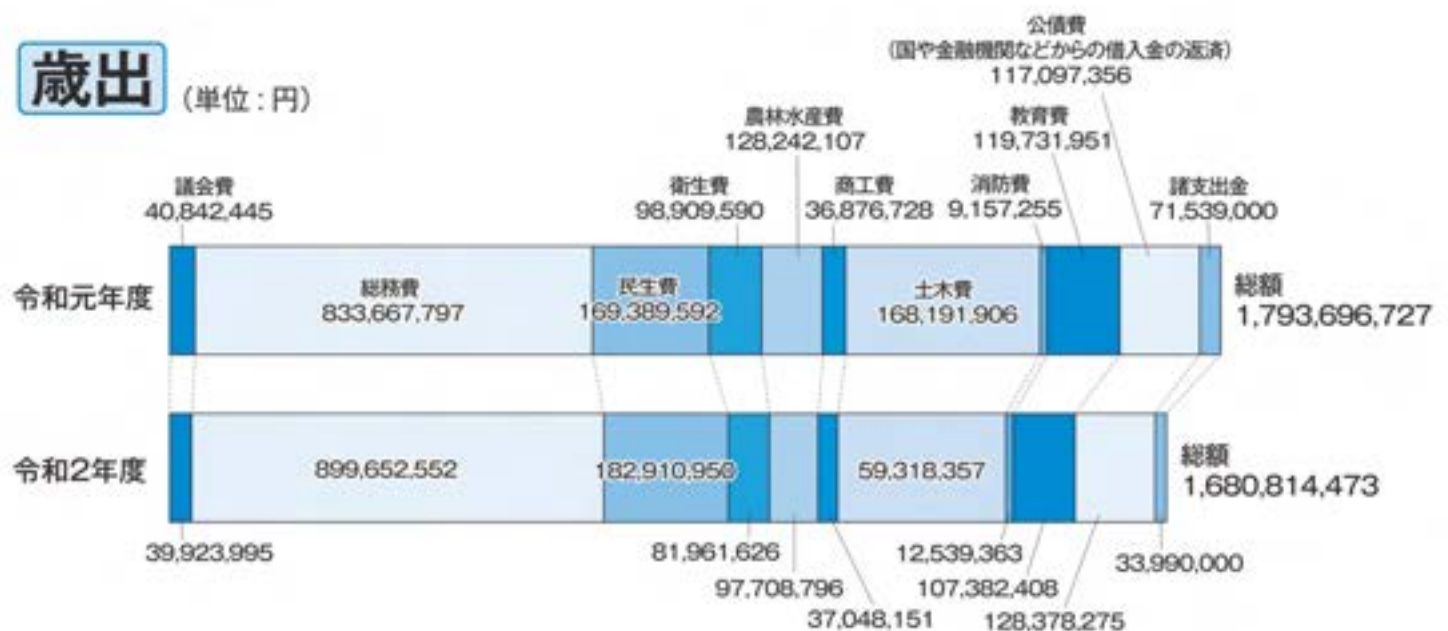
歳入

(単位：円)



歳出

(単位：円)



特別会計決算

会計名	歳入	歳出	議決結果
国民健康保険特別会計	105,803,558	76,055,609	認定
航路事業事業特別会計	661,908,682	658,276,832	認定
簡易水道事業特別会計	196,891,533	181,327,247	認定
農業集落排水事業特別会計	24,743,878	24,357,839	認定
村民牧場事業特別会計	52,144,871	22,937,328	認定
後期高齢者医療特別会計	9,303,689	8,911,962	認定

令和2年度決算における健全化判断比率

(単位:%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	対前年度比率
①実質赤字比率	-	-	15.0	-
②連結実質赤字比	-	-	20.0	-
③実質公債費比率	8.0	6.9	25.0	1.1
④将来負担比率	21.4	28.9	350.0	△7.5

①実質赤字比率とは:普通会計の赤字額が標準財政規模に占める割合

②連結実質赤字比率とは:全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合

③実質公債費比率とは:普通会計が負担する実質的な負債額が標準財政規模に占める割合、3か年の平均

④将来負担比率とは:普通会計が将来負担すべき実質的な負債額が標準財政規模に占める割合

令和2年度粟国村航路事業特別会計 決算認定の討論(賛成4 反対2)

反対討論

令和2年度消費税826万円予算計上し、議会で承認されたにもかかわらず決算で不用額として826万円となっている。予算執行されていません。消費税は税金ですので、本来なら執行すべき金額である。

賛成討論

公金を扱っていますので、管理体制を村長はじめ副村長、各課長、職員全体が責任をもって仕事するべきではないかと思っている。

村長、船舶課長をはじめ対策を練り、再発防止を徹底することです。その件を踏まえて今後そのようなことがないように処分はしっかりしていただきたい。

監査委員からの令和2年度決算について報告がありました

(一部抜粋)

収入未済額については、新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収業務が厳しい状況であると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から収入未済額の実態を把握し、地方税法に定めのある滞納者の財産差し押さえを含めて、督促や滞納処分等適切な債権管理を行い、収入未済額の解消と新たな発生防止についても取り組みを強化し、また極力不納欠損額の減少を図るよう努められたい。

一般的に事務事業の執行については、おおむね適正に処理されたものと認められるが、船舶課の消費税未払いなどが発生しており、事業の進行管理を徹底し、進捗状況の確認とともに定期的に歳入歳出の執行状況を把握できる管理体制を構築されたい。

また、今決算審査及び例月出納検査時において指摘してきた事項については速やかに改善されるよう要望する。

以上のように、厳しい財政状況が続く中、住民福祉の向上のためには、適切な予算編成及びその執行が不可欠である。引き続き、歳出に効率化・重点化を図り、常に財政状況を注視した健全な財政運営に努められ、安全で安心なむらづくりが実現されるよう期待する。



令和3年 第7回 栗国村議会 定例会 議決結果賛否一覧表(9月)

会期: 令和3年9月21日から9月24日までの4日間

議案	件名	結果	結果日付	小嶋川 聡	赤嶺 真知子	太田 真	与那城 義幸	城間 成弘	上江洲 智章	山城 雅雄	
1	議案第34号 令和3年度栗国村一般会計補正予算(第4号)について	可決	9月21日	○	○	○	○	○	○		
2	議案第35号 令和3年度栗国村航路事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○		
3	議案第36号 令和3年度栗国村村民牧場事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○		
4	議案第37号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○		
5	議案第38号 沖縄県市町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○		
6	議案第39号 沖縄県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	可決	9月22日	○	○	○	○	○	○		
7	承認第6号 栗国村航路事業条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	承認	9月22日	○	○	○	○	○	○		
8	承認第7号 村長専決処分の承認について	承認	9月22日	○	○	○	○	○	○		
9	認定第1号 令和2年度栗国村一般会計決算の認定について	認定	9月22日	○	○	○	○	○	○		
10	認定第2号 令和2年度栗国村国民健康保険特別会計決算の認定について	認定	9月22日	○	○	○	○	○	○		議
11	認定第3号 令和2年度栗国村航路事業特別会計決算の認定について	認定	9月22日	×	○	○	○	×	○		
12	認定第4号 令和2年度栗国村簡易水道事業特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○		
13	認定第5号 令和2年度栗国村農業集落排水事業特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○		長
14	認定第6号 令和2年度栗国村村民牧場事業特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○		
15	認定第7号 令和2年度栗国村後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定	9月24日	○	○	○	○	○	○		
16	報告第5号 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告	9月24日	○	○	○	○	○	○		
17	同意第3号 教育委員の任命による同意について	同意	9月24日	○	○	○	○	×	○		
18	同意第4号 教育委員の任命による同意について	同意	9月24日	○	○	○	○	×	○		
19	議案第40号 工事請負契約の締結について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○		
20	発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○		
21	発議第8号 米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に対する抗議決議について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○		
22	発議第9号 米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書について	可決	9月24日	○	○	○	○	○	○		

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」とします。

※議長は採決に加わりません。(可決同数の場合を除く)



令和3年 第8回 粟国村議会 臨時会 議決結果賛否一覧表(10月)

会期: 令和3年 10月 25日

議案	件名	結果	結果日付	小嶋川 聡	赤嶺 真知子	太田 真	与那城 義幸	城間 成弘	上江洲 智章	山城 雅雄
発議第10号	米軍CH 53ヘリコプターの緊急着陸に対する抗議決議について	可決	10月25日	○	欠	○	○	○	○	議
発議第11号	米軍CH 53ヘリコプターの緊急着陸に関する意見書について	可決	10月25日	○	欠	○	○	○	○	長

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」とします。
 ※議長は採決に加入りません。(可否同数の場合を除く)

米軍CH 53ヘリコプター緊急着陸に対する抗議決議

令和3年10月20日午後6時29分ごろ、米軍第一海兵航空団所属のCH 53ヘリコプター1機が粟国空港に緊急着陸した。同日午後9時ごろ整備士を乗せたヘリコプターが着陸し、乗務員を降ろし、翌日21日午前9時ごろ別の同型機整備員が到着、修理を行い、緊急着陸した機体は午前11時8分ごろに離陸した。

また、粟国空港滑走路が長時間にわたり閉鎖したことや、飛行場内の機体には米軍の乗組員が待機していたため、村空港管理事務所も待機や対応に迫られた。

今回の緊急着陸に関し、米軍は「空中給油作戦を行っており、飛行可能な状態であったが、乗務員が注意が必要な兆候に気づき、大事を取って予防着陸させた」と説明しているが、一步間違えれば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、村民に大きな不安と衝撃を与えたことは、断じて容認できない。

これまで本村議会は米軍の事件・事故等が起こるたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故原因の究明や再発防止策の徹底を求めてきたにもかかわらず、このような事態が発生したことに憤りを覚えるとともに、安全管理に対する米軍当局の安全管理が徹底されてきたとは言いがたく、強い不信感を抱かざるを得ない。

よって、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

1. 事故発生時の迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
2. 事故原因の徹底究明とその結果を明らかにし、具体的な再発防止策を講じること。
3. 米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。



10月28日 粟国村長、副村長とともに沖縄防衛局長へ意見書を手交しました。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

令和3年9月定例会



小橋川 聡 議員

村内での遺体安置について

Q 質問

村内で死亡した際、遺体の安置についてはフェリーの欠航等に伴い、村内で数日間保管をしなければならぬ状況である。他の離島では一括交付金を活用し、設備整備をしている事例もあるが、本村でも適切な遺体安置設備の整備を行う必要があると思うが、村での現状の対応と今後どのように検討されているか、伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

本村のような離島では、火葬のためご遺体を速やかに沖繩本島に移送することが肝心です。夏場の暑い時期にフェリーの欠航等で村内での安置を余儀なくされた場合もあり、最近それに近い事例がありました。それでよい手立てはないかと思案してまいりました。遺体保存装置という移動可能な冷却装置があるとのことですが、しかも1か月保存が可能で金額は350万円ほどです。新型コロナウイルス地方創生交付金の活用を視野に導入を図り村民の皆様の安心に貢献したいと考えています。

歯科診療所開業について

Q 質問

8月の議会臨時会にて、歯科診療所開業について民生課長はまだわからないという答弁でしたが、開業予定日、歯科医師の雇用開始日、事務職等の雇用予定や募集の方法、診療日、受付時間等開業に関する件について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

開業予定日につきましては、工期が計画より40日程度遅れています。そのため12月中旬頃の開業を予定しています。

歯科医師の雇用開始日は、歯科診療の前準備等もありますので、11月より雇用を予定しています。事務職員については、1名雇用予定で、ホームページ等を

利用し募集します。診療日は医師との協議の結果、祝祭日と水曜日・日曜日が休診の予定です。診療時間等につきましては、村民からの意見を反映させるため、アンケートを実施します。

船内の感染症対策については陽性者が確認されてから強化した対策があれば伺いたい。また村内に新型コロナウイルスが持ち込まれない水際対策についても伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

これまで、船員・那覇事務所職員に対して2週間に1回のPCR検査を実施していましたが、コロナ感染確認後は、船員については、1週間に1回の検査を実施し、本人の休みの前日に行っています。船内においては、換気設備のない機関制御室を先行して、オゾンによる除菌装置の設置をしています。1階・2階客室、ブリッジ等についても設置を予定しています。又、今年度も船内全体の抗菌処理も併せて10月

新型コロナウイルス感染症対策について



Q 質問

ニューフェリー粟国の船員が新型コロナウイルスに感染し、7月に3日間、8月に2日間運休しています。船舶課職員、乗客、

※質問・答弁は要約して掲載しています。

までに行うよう日程調整しているところです。

水際対策として、来島される方全員にPCR検査実施のお願いとその費用の補助を実施しています。またその他でも乗船前の検温の実施、船内でのマスクの着用の奨励、密にならないような座席の制限、客室での飲食の禁止それについてはデッキで飲食するよう船内に張り紙を掲載し、枕、プラケットの貸し出しの自粛等を行っています。



赤嶺真知子 議員

歯科診療の再開について

質問 令和3年8月開業を計画されていた歯科

診療の進捗状況を伺いたい。

答弁 高良修一村長

開業予定日につきましては、工事の工期が計画より40日程度遅れており、12月中旬を予定しています。

質問

平成3年4月14日から平成27年の9月1日まで粟国村で歯科を開業された先生がいらっしゃいました。その後現在まで歯科診療の再開を待っており、村民の方々に對して答弁下さい。

答弁 濱川克也

民生課長

長い間、歯科医師がないということは村民の皆様に変な自由をさせていると思いません。なるべく早

く開業出来るように取り組みます。

(要望)

体の健康はお口からといえます。1日も早い開業を要望します。

一人暮らしの孤独死について

質問

近年粟国村でも孤独で亡くなられた方々がいらっしゃいます。行政、診療所、社協、地域が連携し、今後そういうことが起こらないよう見守り活動ができないものか伺いたい。

答弁 高良修一村長

現在、包括支援センター職員2人が高齢者独居世帯の訪問、支援マップを作成して確認しています。こ

の問題は地域の皆様と考え地域力の向上を支援していきます。

質問

見守り事業を委託して、社協も人員が欠員し、民生委員も欠員しています。今後民生課の取り組みについて伺いたい。

答弁 濱川克也

民生課長

社協の職員不足のため民生課のほうでは地域包括支援センター2人が1日平均2から3世帯を回るようにしています。民生委員の募集は広報誌で掲載を予定しています。

質問

区長、社協、行政で見守りが必要な方を調べて、把握できると思います。どの

ように見守っていくか支援マップの作成の話もありましたが、もう一度答弁して下さい。

答弁 濱川克也

民生課長

今現在支援マップ等を作成しながらチェックしている状況です。役割分担などについて協議し進めていきます。

(要望)

二度と起こらないよう努力していただきたい。





※質問・答弁は要約して掲載しています。



上江洲 智章 議員

農業用マリントラックの予算確保の進捗状況について

A 答弁 高良修一村長

農業用マリントラックの予算確保の進捗状況について、平成25年度に調査費がついて、計画策定しました四志地区の畑かん事業は27年度から31年度までの事業として計画を行っていましたが、しかしながら既知として進捗してないのが現状です。また採択そのものがされてないため水の供給方法は計画によるファームポンド方式によらずマリントラック方式でも問題はないと県から回答を得ています。

ファームポンド、マリントラックいずれも利用権設定や地権者の同意が必須条件であり粟国村は入口の部分で止まっている状態です。村としましては不在地主が多いため中間管理機構の活用方法を模索しており、県担当部局と具体的な進め方について協議の場を設ける予定として

います。

Q 質問

土地改良地区にマリントラックを置く、地権者交渉は難しいのですか。

A 答弁 新里親房

経済課長

他の地区に事業として導入する場合にはやはり利用権の設定地区、地権者交渉を新たにということになります。他の事業は集

積率などのハードルがあり、今以上に要件が厳しくなりますので、この事業を進めている状況です。

Q 質問

マリントラックでしたら不在地主などが該当しない土地改良では、交渉がしやすいと思います。国、県の事業ではできないのでしょうか。

A 答弁 新里親房

経済課長

地権者の問題でいいますと、今現在の事業で四志地区の分が筆数で758筆あります。そのうちに利用権の設定ができてるのが142筆しかございません。それ以上は事務方で今進められない状況です。法改正後中間管理機構の利用を進めた形の方が

よいのではないかということ、協議の場での議題として考えています。



Q 質問

農家から農業用水の問題で要望等とかがありませんか。

A 答弁 新里親房

経済課長

水の問題につきましては、特にさとうきび農家を中心として、要望があります。

Q 質問 マリントラックを進める方向性でいますか。

A 答弁 高良修一村長

最終的に畑に水がどういった形でいくのか。そしてファームポンドで流すより最短距離で撒いた方がいいのではないかと思います。農家の思いを十分反映できるように、県と進めていきたいと思っています。



城間 成弘 議員

村営フェリーの消費税未払いについて

Q 質問

①船舶は国から監査も

※質問・答弁は要約して掲載しています。

ありますが2015年度から2019年度分の損益計算書、消費税額について

②2015年度～2019

年度の5年間消費税未払いは職員が故意に税務署に申告しなかったのか。職務を怠った理由について

③5年間職務の規定に違反行為をしなければ延滞税、加算税382万円余り支払わなくても良かったが阻止できず粟国村に損害を与えたことについて

④組織の管理体制について

資料内容：損益額

2015年

2016年

2017年

2018年

2019年

2016年度中

間申告1回目は、申告

納付を行っていました

2015年度分の確定申

告と2016年度2回目か

ら2019年度までの申告

納付を行っていません

した。

担当職員は、当時の担当

課長より申告処理するよ

う指示を受けていました

が改善されませんでした。

1-③すでに村広報誌で

も掲載しました通り、村民

の皆様には心よりお詫び

申し上げる次第です。今後

二度とこのような事態を

招かないよう再発防止に

努めてまいります。

1-④職員自身の業務執

行に対する意識が欠如し

ていたことなどが要因と

考えられます。今後は課長

を中心的確な指示・助言

ができるような体制づく

りと、加えて報告、連絡、

相談ができる職場環境の

改善にも取り組んで行き

ます。

Q 質問

2015年度消費税額が

118万4100円決算

で消費税額786万5千

円が執行されています。そ

れと比べまして、消費税額

118万4100円の数字

の違いを説明してくだ

さい。

A 答弁 系列洋一

船舶課長

通常役場の予算は4月

をスタートにして翌年の

3月が1会計年度となり

ます。船舶の場合は、10月

スタートして翌年9月ま

でが1会計年度となつて

います。今年度は令和3

年度の会計年度が9月末

で締まります。10月からは

令和4年度の会計予算と

なります。損益計算書には

消費税が反映されますが、

いろいろ計算方法が違っ

ています。400万円と

か100万円とかの差が

できます。国が査定しま

すので、一概に比較はでき

ないと思います。

Q 質問

令和2年度の監査、総合

事務局から何名で船舶職

員何名ぐらいが立ち合い

したのか。

A 答弁 系列洋一

船舶課長

例年の損益監査につき

ましては、総合事務局から

2名です。沖縄県から1

名、主に歳入部門と歳出部

門で分けて、監査を行つて

A 答弁 高良修一村長

村営フェリーの未払いについて、お答えいたしま

す。

1-①については、お手

元の資料のとおりとなり

1-② 2016年度中



※質問・答弁は要約して掲載しています。

います。村職員では粟国事務所3名で対応しています。

されてくるという状態です。

Q 質問

5年間消費税未払いはなぜ税務署に申告しなかったのか。それは船舶職員皆、周知の上だったのか。それと職務を怠った理由は。

A 答弁 系列洋一

船舶課長

当初予算前指摘はしていましたが、結果的に処理できなかったということですので。

Q 質問

指摘したにもかかわらず、その方はわかっていながらやらなかったということですか。今回消費税6月補正で3,700万円予算計上しています。そして延滞税加算税382万円

Q 質問

損益計算書の中に税金の記入項目ありますか。

Q 質問

その件に関して船舶職員は確認してわかっていないということですか。

A 答弁 系列洋一

船舶課長

消費税の監査項目はありません。損益にももちろん消費税は算定されています。消費税税務署の方法と、国の総合事務局との積算方法が違います。国の監査では消費税はその時点では納めていません。納めた形で10月から翌年9月までこれぐらいの消費税がありますということですね。申請し、実際支払ってはいませんが支払った形で検査しています。消費税の査定が入り、損益の方へ反映

A 答弁 系列洋一

船舶課長

全員ではなくて、歳入と歳出に分けていまして、歳入は一人の担当がいますので、その歳入担当と県がやり取りをします。歳出も一人いますので、もちろん消費税は計算されています。全職員確認はしていません。消費税額は計上していますが、損益監査と航路会計については同じではないです。認識としては消費税の支払いがあるということ把握はしています。

A 答弁 系列洋一

船舶課長

通常5月ごろ税務署の方から納付書がきます。担当者の方で、書類の確認をしますので、担当者はわかっています。その他職員につきましては、担当者が決裁を回さない限り、把握ができなかったということですね。

Q 質問

指摘していたにもかかわらず、やらなかったというのにはどういう言葉を使いますか。故意、意図的そして自分の仕事に対する違法行為をしたということになりますか。

A 答弁 系列洋一

船舶課長

確かに職員につきましては、職務の怠慢はあったかと思えます。違法の意図がわからないので、これについてはお答えは差し控えたいと思います。

A 答弁 高良修一村長

6月の議会が終了後に懲戒審査委員会の方にその件につきましては質問していると、現在その審査委員会の方で、審議中ですので、詳細につきましては、回答を控えさせていただきます。

※質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

私から言わせれば、前村長、前課長、前担当職員、令和元年度船舶課長、村長、その方々で賠償責任を負うのが義務ではないかと考えています。なぜかといえ、村長でも指揮監督管理者である以上、なぜそれを阻止できなかったのか、阻止をしておれば、延滞税、加算税は発生しなかったと考えています。

A 答弁 糸洲洋一

船舶課長

それは違法といえますか担当者もわかっています。課長としては指示していたんですが、課として船舶課として一つの基礎業務を完了まで持ったけどコミュニケーションも含めてなかったというところで反省しています。違法ということもあつたんですが、職務の怠慢で村民に対して負担をかけていますので、村長の方からありましたとおり、私を含めて懲戒審査委員会の方で諮問されていますので、その判断に沿って処分があるうかと思っています。

Q 質問

懲戒審査委員会とは別の話なんですが、私は職員の損害賠償今回の事案

はあたると思います。現在、懲戒審査委員会どれくらい調査が進んでいますか、懲戒審査委員会の中身の説明してください。

A 答弁 與那城弘明

副村長

委員会の開催につきましては、これまで二度開催しています。村長から諮問を受け、その内容を確認しながら関連する職員への顔末書をだしてもらい再審査をしています。顔末書の中でも経緯がはっきりしないものがありまして、顔末書の整理をして、提出するように指示をしている段階です。

Q 質問

懲戒審査委員会なりの処分を決定してください。申し上げたいのは職員の

損害賠償です。今回延滞税、加算税の通知は来ていないと思いますけれど、概算で155万5千円そして延滞税が226万6千円ということ、382万円あまり村としては損害を被ったのか、それともそういうことにはあたらな

いと考えているのか、答弁してください。

A 答弁 高良修一村長

私が村長だよりで村民にお知らせしました通り、これは公金を預かる役場にとつてあつてはならないことだということ、午前中もお話したとおりです。責任はやはりとるべきだと思います。地方公務員法に基づいて、懲戒審査委員会が開かれるわけです。そこで地方公務員法で規定しているのは、その第

4条で特別職はそれになつていません。そうしますと午前中に城間議員がおつしやられたように前村長前副村長いわゆる特別職への損害賠償とかいうものは地方公務員法には全くありません。私共の懲戒審査委員会さきほど委員長の副村長から答弁がありましたとおりの審査中ですが、あくまで懲戒審査委員会、懲戒の対象になるのは職員だけです。そのことを踏まえて、損害賠償のことは地方公務員法では規定されていません。それを踏まえますと損害賠償については別の観点から

やらなくてはいけないと思つています。ですから私共、法律の専門ではございませんので、弁護士などの専門家の皆様に、相談をし



※質問・答弁は要約して掲載しています。

て判断は仰ぐ考えです。

Q 質問

確かに地方公務員法で懲戒審査委員会の規則はあると思います。しかし私が出したけど、それは地方自治法の中にありますが、地方自治法の243条の2職員の賠償責任、損害を与えた場合は、また同様とするということで、長は指揮監督上の義務に違反してそれを故意または過失によって阻止することができなかつたときに限り賠償責任を負うという、地方自治法の中にありますが、その点の考えはどうですか。

A 答弁 高良修一村長

議員のご指摘の地方自治法にそういった条文が

あるのは存じています。しかしながらその条文をどなたが判断するんでしょうか、それを判断するのはやはり法律の法曹界にいる人間が判断するわけですので若しくは私どもが訴訟の対象にできるのか。役場が原告として立てるのかそういったことも含めて、みなさんご存じのとおり住民訴訟法というのがあります。住民の訴訟の対象になるのか。それとも村が原告としてそれは損害賠償の訴えを出しなさいとの判断につきましては、私たちが判断できるレベルではありませんので、顧問弁護士に相談したいと考えています。

ないわけです。その金額に對して、損害を被ったという意識はありますか。

A 答弁 高良修一村長

すでに広報誌等でお話した通りです。

Q 質問

賠償責任は役場からはやらないと、要するに粟国村役場382万円余り損害を被ったにもかかわらずそういった手続きはしないということでしょうか。

A 答弁 高良修一村長

過去の事例との整合性を議員の皆さんからしていただけたらと思います。直近でもいろんな村民に損害を与えた事例は多々あるかと思えます。これまでの事案に対して、損害賠償の話を出さなかつたのに、今回は出す、その辺の整合性の方を私はかえって議員の皆さんにはお聞きしたいと思えます。

Q 質問

しっかりと申告していれば、延滞税加算税発生し

しょうか。ただその時私は長の座におりませんでした。私の中で自己矛盾はありません。皆様の中で自己矛盾はないのでしょうか。

以前の大きな案件というのは議会で述べられないことでしょうか。

Q 質問

以前の大きな案件というものは議会で述べられないことでしょうか。

A 答弁 高良修一村長

私の時代の案件ではありませんので敢えて私は申し上げません。

過去の事例との整合性を議員の皆さんからしていただけたらと思います。直近でもいろんな村民に損害を与えた事例は多々あるかと思えます。これまでの事案に対して、損害賠償の話を出さなかつたのに、今回は出す、その辺の整合性の方を私はかえって議員の皆さんにはお聞きしたいと思えます。

以前の大きな案件というものは議会で述べられないことでしょうか。

私の時代の案件ではありませんので敢えて私は申し上げません。

以前の大きな案件というものは議会で述べられないことでしょうか。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

私は住民訴訟で法的に対処致します。

令和3年度の予算執行状況について

①各課(総務、民生、経済、教育)の9月1日現在予算の契約及び執行進捗状況について。

次に各課の9月1日現在予算の契約及び執行の進捗状況について、村税の滞納

繰越どれくらいの執行状況なのか、令和2年度の決算書によりますと収入の未済額が1368万9千円あまり個人分も41万2千円あまりということでありますけれど、滞納繰越分の固定資産税に村税に対する徴収どのように執行しているのか、答弁してください。

A 答弁 上原一宏

総務課長

固定資産滞納状況について、調査するよう指示しています。今年評価替えの年で固定資産税の年は1期分は本来4月ですが、5月、2期分をずらして支払いしていないところへ督促を請求しているところ

Q 質問

民生課総合センター改

修工事は未執行、保育所開閉式テントも検討中ですか。あと小型焼却炉の撤去処理委託料、設置工事委託料については、現在どのような状況ですか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

先ほどの小型焼却炉については、県の許可が下り

ましたので、仕様書を作成し執行する予定です。総合

センター改修工事は設計を見直し、一般競争入札を予定しています。保育所開閉式テントについては当初予算計上していますが、金額が大きいため見直し検討してはどうかというところで、課内で検討中です。

Q 質問

経済課アの国まつり推

進事業が中止ということですか。潰れ地問題も進めていますか。農村の公園改修工事、浮き漁礁の設置、マージン工場の屋根の施設の維持費、新製糖工場の修繕費未執行ですか。

A 答弁 新里親房

経済課長

アの国まつり推進事業については緊急事態宣言

が長引いたため事業を中止しました。農村公園改修

工事については緊急事態宣言後に対応します。粟国村漁業組合浮き漁礁設置については、組合等から要請がなく進展していない状況です。潰れ地については職員の交渉そのものがコロナ禍の影響でなかなかできていない状況です。マージン工場の屋根設置工事については、現在必要な箇所も含めて検討中です。新製糖工場の電気設備については現在対応中です。

Q 質問

教育委員会村誌の編

さん委託料は執行されていますか。それと給食調理場の環境保全厨房機器の点検害虫防除作業はもう終了しましたか。小学校管理

A 答弁 又吉盛泰

教育総務課長

村史編さん委託業務については、仕様書をまとめ入札の準備をしています。給食の環境保全作業は年2回を予定し、1回目は執行済みです。クーラー修繕については改善されています。

費のクーラー修繕は執行されていますか。

Q 質問

今後、課長はじめ職員

の皆さん、管理体制のようにしていくのか、課長の上

に副村長がいますので、副村長、組織の管理体制について今回のようなことが起こらない体制づくりについて述べてください。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

A 答弁 與那城弘明

副村長

高良村長は去年の8月就任以来すぐ手掛けられたのが課長会議や合同会議それは職員からトップまでひとつになるきつかけづくりになるということとでスタートしています。私も職員の皆様が頑張った仕事に関する知識そういったものは村としては大きな財産であると思います。職場環境を良くしない限りいろいろミスが出るというのには皆さんご承知のとおりだと思いますので、今後の体制といたしましては事務引継ぎに関する資料として、年間の書類関係、申請、報告そういったもの一切時系列に並べていただき、その引き継ぎ書の添付資料として位置付ける形が必要かと

思います。課内体制としても、課長筆頭に縦だけでなく横のつながりを意識してもらい、いったん仕事で覚えた業務と知識というのは、異動したあとも職員がカバーし、一番忙しい時期にまわっていく体制が必要かと思えます。以前職員がひとつになってかばい合い、助け合い、仕事をミスしないような体制づくりがあったと記憶があります。そのような体制づくりをしていかなければ個々の持っている経験した財産というのはただ持っているだけでは活用した形で連携をとれるような体制づくりをしていくのが肝心だと思います。

Q 質問

もう一点要望として各課職員会議開催していた

だきたいのですが、その点どうでしょうか。各課だけのそういう会議、中身は業務に対する現在の執行状況みんなで把握すべきだと思いますのでその点提案したいんですけど、どうでしょうか。

A 答弁 上原一宏

総務課長

議員がおっしゃるように会議ができるように検討していきたいと思えます。

A 答弁 糸列洋一

船舶課長

船舶課としてはすでに月1回平均2〜3回、朝フェリーが入る前に、今日の業務内容について行っています。

A 答弁 濱川克也

民生課長

民生課ではいろんな問題があった場合会議を開いています。1か月に1回は取り組みたいと思えます。

A 答弁 新里親房

経済課長

定期的なミーティングはできていないような状況です。経済課で大きなイベントのときに、行っていますが定期的なミーティングを行うために課長職がいなくてもできるような会議フォームの作成を考えています。

A 答弁 又吉盛泰

教育総務課長

定期的ではありませんが、事実ごとに行っています。

《要望》

各課担当職員の在り方、執行状況、皆で把握すれば手伝うこともできると思います。今回村営フェリーの消費税未払いは調査しなくても382万円明白です。それについて執行部からは告訴とかできないかもしれませんが住民としては監査請求なり住民訴訟なり司法の方に手続き等々できますので、本来ならそれは全職員私は責任があると思えます。船舶だけの問題ではないと思えます。全職員が業務に対する心構え、お互い連携がとれていればそのような事は発生しなかったと思っています。私個人的な意見では全職員382万円賠償してほしいという気持ちです。それは法的に

※質問・答弁は要約して掲載しています。

どうかわかりませんが、そういう気持ちもありません。ぜひしっかりと業務に対する心構え、課長職としての指導、管理、連携そして、先程副村長が述べておりましたけど、しっかりと管理体制の構築をやっていただきたいと思っています。



与那城 義幸 議員

栗国村製糖工場宿舎の整備について

Q 質問

基幹作物であるサトウキビの生産と共に地域の経済活動の維持発展や雇用の確

保に大きな役割を果たして、人口減少・高齢化による製糖業を担う労働力の不足が懸念される中、製糖業の持続発展のために製糖工場宿舎の整備を行う必要があると思います。

そこで、令和2年度の3月補正予算で、基本計画、基本設計の予算が計上され、基礎調査も踏まえて、現在

基本計画を策定するため検討委員会を設置していると思

いますが、前回6月定例議会でも、一般質問をしましたが、村の方では国の事業に期限があり、宿舎を整備することで進んでいると思

います。本来であれば、十分な検討期間があったはずですが、今回は非常に限られた時間で早急に計画を策定することになります。そ

のため農業従事者、住民からも様々な意見が寄せられ

ています。今後の人口減少・高齢化の中で、建物の耐用年数、維持管理費を踏まえ、この施設の必要性を含め、村の方々に住民説明会を行う必要があると思

A 答弁 高良修一村長

栗国村製糖工場宿舎整備については、沖縄製糖業

体制強化対策事業により進めており、栗国村製糖工場宿舎整備基本計画及び基本設計が出来上がりました。予定地は栗国村字東

63番地の村有地で鉄骨造りの3階建て延べ床面積931.38平米、総金額は約4億5,500万円を

予定して、次年度には設計、建築を予定しています。宿舎整備の大きな目的

は、人口減少や高齢化による労働力が問題となつて、いる状況で町村が季節労働者の宿舎整備支援を行うことで製糖業の効率的な運営を確保することです。製糖業は村経済の中核でもあり、施設には多くの人が携わっています。その多くの人

が島外から季節工として採用されます。沖縄県内の他の含み工場はこの

事業により施設整備を手掛けており、栗国村も負わずに働きやすい環境である

ことをPRできなくてはよい働き手はよその工場に流れていくのは必然

です。維持管理については、現時点ではつきりして

まっています。今後施設

運営協議会これは仮称ではございますが、新たに設置して、維持管理の方法について検討します。また

住民説明会の開催につきまして、宿舎整備の方向性は決まり残る課題についても、協議会等

で解決策を見出しているものと考えています。で、開催を予定して

います。我が村も議会民主主義をとっております。直接民主主義ではございませんので、議会において説明することが住民説明につな

がるものと思います。

Q 質問

村内民宿で現在季節工を受け入れしているが、民宿からはどのような意見があったのか伺いたい。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

A 答弁 新里親房

経済課長

一部の方からは冬場の収入確保ができるということとは聞いています。

Q 質問

村が負担する金額を考えると、民宿に補助金を出すなどの検討はされなかったのでしょうか。

A 答弁 新里親房

経済課長

この事業は既に平成30年に国のほうで補助金があり、粟国村では基本計画、基本設計は補助金はないで去年より進めています。住民の皆さんに意見を伺う時間的な余裕はありませんでした。

Q 質問

十分な検討期間がな

かったため、住民説明会を開催する必要がありますか。

いえ、3割が村の負担です。それを計算しますと、2,730万円です。そしてこれは正式にJAさんと契約はまだ交わして

A 答弁 新里親房

経済課長

季節工を確保するための事業ですので、住民説明会の開催については想定していません。

A 答弁 高良修一村長

この事業は国が8割の補助金、2割が村負担です。その2割は4億5,500万円です。0.2を掛けますと9,000万円です。9,000万円は過疎債が適

応されますと9,000万円を借り入れして利息は置いておきますけれど、全部借り入れしますと、そのうちの7割が交付税という形で戻ってきます。

9,000万円の3割が実質的に、利息は抜いてい

ます。JAさんとの契約はまだ交わして

おりませんが、内々に折半

しようではないかということですが、それを2で割りますと1,365万円です。1,350万円と4億5,500万円の建物をつ

ります。議員が仰ったいろ

んなケースが考えられま

すけれど、金額的にはそう

いう金額になります。そして1番大事なことは、周りの各離島の製糖工場がど

キビはどうしようもなく

なると思います。そういった懸念もありますので、ぜひ私の口から村民の皆様

に農家の皆様にお話しす

るのがいいのですがどういった経緯でそういった経緯になったんだと議員の皆さんからぜひご説明

いただけたらと思います。

Q 質問

島の農業を発展させる

ためには、必要だと思いま

すが広報等でも村民へ説明をしてください。次に製糖工場が使用しないときはどうするか、これを私は6月一般質問で提案しま

A 答弁 高良修一村長

緊急的な感染症等での

使用などの素案もありますが、施設運営協議会の中で検討します。



Q 質問

維持管理収入については検討が必要ですが運営協議会に諮るとのことですが宿泊施設については考えてないのでしょうか。

※質問・答弁は要約して掲載しています。

A 答弁 新里親房

経済課長

現在の時点では考えていません。

Q 質問

村長は6月定例議会で、財政的に豊かでないので、維持管理と修理をしないといけない。皆さんの知恵をお借りしたいと答弁されています。それにもかかわらず、宿泊施設は考えていないとのこと。10年20年先維持管理で圧迫する前に宿泊施設にできるような状態を考えておくべきじゃないですか。

A 答弁 高良修一村長

私たちは10年後20年後も考えないといけません。が、宿泊施設をできるかというのは民宿との問題で検討が必要です。まずは歳

出を抑えるため閉鎖することでも考えられます。施設

運営協議会の中でいまのところは宿泊を考えていませんが、これが現実に見えるのならそれも選択肢に入ると思います。

Q 質問

造って何も使わないというのを村民はどう思いますか。基本計画を策定したとのことですので、収入の見込みについて説明してください。

A 答弁 新里親房

経済課長

試算段階ですが月50人が利用した場合に約250万円ほどの収入となります。

(要望)

運営協議会を早く立ち

上げ、いろいろな意見や利用方法を検討してほしい

と思います。村側は説明会を開催しないということですので広報等でぜひ説明してください。私も農業発展のためには必要な施設だと思えます。みんないろいろな案を出し合っ



11月末現在工事中の歯科診療所



四志地区のマリンタンク

議会の動き

8月	27日	議会運営委員会
	31日	令和3年第6回粟国村議会臨時会
9月	7日	全員協議会
	21日～24日	第7回粟国村議会定例会
10月	3日	粟国幼小中学校運動会(議長)
	15日	広報委員会
	21日	沖縄県町村議会議長会定例会(議長)全員協議会
	25日	令和3年第8回粟国村議会臨時会
	28日	沖縄防衛局へ米軍CH53ヘリコプターの緊急着陸に関する意見書提出(議長、副議長、運営委員長)
	29日	南部広域行政組合議会定例会(議長)
11月	8日	県議会「那覇市・南部離島選挙区」選出議員との行政懇談会(議長)
	9日	第39回離島振興市町村議会議長全国大会ウェブ会議(議長)
	17日	議会運営委員会
	19日	令和3年第9回粟国村議会臨時会
	21日	粟国幼小中学校学習発表会(議長・議員)



粟国幼小中学校 学習発表会



粟国幼小中学校運動会



表紙の題字と写真をお寄せください

題字(議会だより)と写真を募集しています。

連絡先: 議会事務局

電話: 988-2222 FAX: 988-2281

Mail: gikai@vill.laguni.okinawa.jp



議会傍聴について

12月定例会は、12月7日(火)開会予定です。

粟国村ホームページ、インフォメーションに粟国村議会・粟国村議会だよりを掲載していますのでご覧ください。

【編集後記】

9月定例会は令和2年度の決算審議も行いました。

沖縄県では4か月ぶりに緊急事態宣言が解除され、徐々に活動が活発になる中、学校行事では運動会や学習発表会と児童生徒の頑張っている姿を見て元気・パワーをもらいました。村内では農道やウーグの浜の清掃活動などがありました。

議会では、米軍CH53ヘリコプターの緊急着陸について、10月25日に臨時議会を開催し、沖縄防衛局へ意見書を提出し、嚴重に抗議しました。

村内からは村ソテツ味噌生産組合から村花木であるソテツの活用・保護のために審議していただきたいと要望が提出されております。

また、本村でも軽石が海岸線に漂着し、チャージャーガラサントウナランと村民の皆様も考えていると思います。回収して有効活用出来ないでしょうか。

議会広報調査特別委員会

委員長 城間 成弘

副委員長 赤嶺 眞知子

委員 小橋川 聡